

農業者年金

6つの特徴とメリット

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！

老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

- ・ 農業者なら広く加入できます
- ・ 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です
- ・ 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます
- ・ 終身年金。80歳前に亡くなられても遺族の方に対しての死亡一時金があります
- ・ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助（政策支援加入）があります
- ・ 税制面で大きな優遇措置があります



農業者年金にはメリットがいっぱい

農業者なら広く加入できます



農業経営者



自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパートさん



農地の権利名義を持たない
畜産農業者・
施設園芸等農業者など

- ①年間60日以上 of 農業従事者
- ②国民年金の第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く)
- ③20歳以上65歳未満の方(60歳
以上は、国民年金の任意加入被保
険者)

・脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料と年金裁定までの間の運用益の分は、将来年金として支給されます。

・脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

(注) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。

少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です

- 現行の農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額(年金給付原資)により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の積立方式を採用しています。
- この「積立方式・確定拠出型」の財政方式は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数が変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度ですので、少子高齢時代でも安心です。
- 毎年度の年金資産の積立・運用状況は、農業者年金基金から毎年6月末までに加入者全員に対して、「運用(付利)結果のお知らせ」によりお知らせしています(保険料補助のある方は国庫補助金がいくらになっているかを含めてお知らせ)。



通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます

- 通常加入の場合、保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円までの間で千円単位で自由に変更できます。
※ 保険料の国庫補助を受ける場合、保険料は月額2万円に固定されます。
- 農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。
- 翌年分の保険料を一括して支払う「前納納付」の仕組みもあります。

終身年金。80歳前に亡くなられても遺族の方に対しての死亡一時金があります

- 年金は、終身(生涯)受け取ることができます。
- 仮に80歳到達月前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。



一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)があります

- 農業者年金制度は、若い時期から長い期間、農業の担い手として頑張る人、その中でも農業所得が低い時期や家族がそろって加入する場合を厚く支援するため、一定の要件を満たす農業者に対して、保険料の国庫補助が設けられています。

保険料の国庫補助の要件

- 次の3つの要件を満たす方が、月額2万円(固定)のうち最高1万円の国庫補助を受けることができます。
 - ア 60歳までに保険料納付期間等(カラ期間含む)が20年以上見込まれる(39歳までに加入)
 - イ 農業所得(配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等)が900万円以下
 - ウ 下記の「政策支援加入の対象者と補助額」の表の「必要な要件」に該当

最長20年間、保険料の国庫補助が受けられます

- 保険料の国庫補助が受けられる期間は、
 - ①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
 - ②35歳以上であれば10年以内
 通算して最長20年間(補助額は最高216万円)です。

政策支援加入の対象者と補助額

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は月額2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

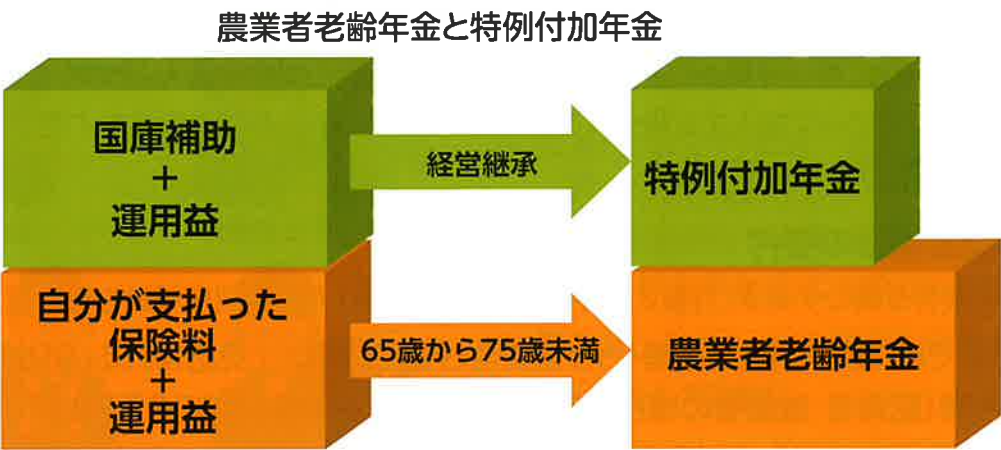
※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

※区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上である必要があります。

国庫補助額も自分の年金として受け取れます

- 国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、要件を満たせば特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。
- 自分で積み立てた分は無条件で65歳から75歳の間でご自身が選択した時から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳以上のご自身が選択した時から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。



税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、同一生計であるご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税・復興特別所得税の節税につながります。
- 保険料などの年金資産に対する運用益も非課税です。
- 将来受け取る年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円※までは全額非課税となります。
※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1千万円以下の場合
- 被保険者又は受給者が死亡した場合に遺族に支給される死亡一時金も非課税となります。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	加入者の支払った保険料別の年間節税額		
		通常加入または政策支援加入	通常加入	
			月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
195万円以下	15.1%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	2万4千円	4万8千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	3万6千円	7万3千円	24万4千円

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、
農業者年金基金専門相談員(03-3502-3199)または企画調整室(03-3502-3942)に直接お問い合わせください。
この資料は概要を説明したものです。ご加入の際には、「農業者年金に関する重要事項のご案内」を必ずご覧ください。